

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

告 示

- 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定により変更の届出があった件五件 三〇〇
- 大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件 三〇〇
- 保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件 三〇三

公 告

- 土地改良区の役員が就退任した旨届出があった件 三〇三
- 県営土地改良事業の工事が完了した件 三〇三
- 都市計画法により公聴会を開催する件三件 三〇三

告 示

福島県告示第五百十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を令和三年七月十三日から令和三年十一月十三日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び喜多方市産業部商工課に備え置いて縦覧に供する。

令和三年七月十三日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
イオンタウン塩川 福島県喜多方市塩川町小府根字曾谷田二七番一ほか
- 二 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

- （変更前）別紙書面のとおりに
（変更後）別紙書面のとおりに
変更した年月日
- 三 別紙書面のとおりに
令和三年六月十一日
- 四 届出をした者
N T T ・ T C R I S 株式会社
- 五 「別紙書面」は、省略し、その書面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。
（商業まちづくり課）

福島県告示第五百二十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を令和三年七月十三日から同年十一月十三日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び須賀川市経済産業部商工課に備え置いて縦覧に供する。

令和三年七月十三日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
フレスポ須賀川 福島県須賀川市森宿字北向八八番一ほか
 - 二 変更した事項
大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
（変更前）代表取締役 森田 俊作
（変更後）代表取締役 北 哲弥
 - 三 変更した年月日
令和三年四月一日
 - 四 届出年月日
令和三年六月二十五日
 - 五 届出をした者
大和リース株式会社
- （商業まちづくり課）

福島県告示第五百二十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を令和三年七月十三日から同年十一月十三日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及びいわき市産業振興部商業労政課に備え置いて縦覧に供する。

令和三年七月十三日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
フレスポいわき泉町 福島県いわき市泉町下川字薬師前一一一番地一ほか
- 二 変更した事項

1 大規模小売店舗の名称

(変更前) 別紙書面のとおり

(変更後) 別紙書面のとおり

2 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前) 別紙書面のとおり

(変更後) 別紙書面のとおり

- 三 変更した年月日

- 四 別紙書面のとおり

- 届出年月日

- 令和三年六月二十五日

- 五 届出をした者

大和リース株式会社

(「別紙書面」は、省略し、その書面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)
(商業まちづくり課)

福島県告示第五百二十二号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を令和三年七月十三日から同年十一月十三日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県相双地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び南相馬市経済部商工労働課に備え置いて縦覧に供する。

令和三年七月十三日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
ツルハドラッグ原町西店・セリア原町店 福島県南相馬市原町区国見町二丁目一九番一ほか

- 二 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前) 代表取締役 森田 俊作

(変更後) 代表取締役 北 哲弥

- 三 変更した年月日

- 届出年月日

- 令和三年六月二十五日

- 四 届出をした者

- 五 届出をした者
大和リース株式会社

(商業まちづくり課)

福島県告示第五百二十三号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を令和三年七月十三日から同年十一月十三日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北相馬地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び伊達市産業部商工観光課に備え置いて縦覧に供する。

令和三年七月十三日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
伊達複合商業施設 福島県伊達市保原町上保原字正地内二三番二ほか

- 二 変更した事項

1 大規模小売店舗の名称

(変更前) 別紙書面のとおり

(変更後) 別紙書面のとおり

2 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前) 別紙書面のとおり

(変更後) 別紙書面のとおり

- 三 変更した年月日

- 届出年月日

- 令和三年六月二十五日

- 五 届出をした者

大和リース株式会社

(「別紙書面」は、省略し、その書面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)
(商業まちづくり課)

福島県告示第五百二十四号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)以下「法」という。第八条第一項の規定により第六条第一項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和三年七月十三日から同年八月十三日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県相双地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び南相馬市経済部商工労働課に備え置いて縦覧に供する。

令和三年七月十三日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
カワチ薬品原町東店 福島県南相馬市原町区北原字前田二五番三ほか
- 二 法第八条第一項の規定により南相馬市から聴取した意見の概要
意見なし。
- 三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要
意見書の提出なし

(商業まちづくり課)

福島県告示第五百二十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十三条第六項において準用する同条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を口見町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和三年七月十三日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 所在の不明な者の氏名
 - 長谷部正象 長谷部新八 佐藤リツコ 長谷部義八 長谷部トラノ 佐藤明 長谷部勝美 長谷部艶男 佐藤マサエ 長谷部榮藏 長谷部長吉 佐藤辰雄 長谷部悟三 三瓶昭 長谷部亨 長谷部一三 長谷部フサエ 長谷部保信 長谷部孝一 長谷部嘉代太 三瓶孝正 長谷部武八 梁取偉智子 梁取武 橋川喜一 梁取直次 角田裕 佐藤豊子 渡部欣也 梁取広明 長谷部國吉 吉田貞夫 三瓶梅次 長谷部新 長谷部エツ 佐藤源一郎 佐藤泉 佐藤勉 吉田梅夫 佐藤英助 石谷英雄 三瓶光義 長谷部三津次 石谷作次 中野アイシ 梁取吉太郎 山内賢 角田市太郎 佐藤庄右エ門 佐藤伊佐男 長谷部修一 長谷部友次 吉田哲三 長谷部正一郎 三瓶喜八 三瓶定八 長谷部マサ子 佐藤米作 吉田清美 三瓶日支秋
- 二 通知の内容の要旨
 - 1 保安林の指定施業要件を変更したこと。
 - 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件(令和三年福島県告示第四百六十九号)によること。

(森林保全課)

公 告

公告第三百三十四号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。

令和三年七月十三日

福島県知事 内堀雅雄

土地改良区の名称	退任した役員	住所
土地改良区の名称 駒形土地改良区	氏名 鈴木 源江	住所 喜多方市塩川町窪字館一六〇番地
	氏名 邊見 守	市塩川町中屋沢字二百刈丙四一五番地
	氏名 武蔵 大	市塩川町金橋字三橋二四番地
	氏名 今井 至	市塩川町金橋字江添九一四番地
	氏名 遠藤 恒雄	市塩川町常世字西町六九五番地
	氏名 齋藤 秀一	市塩川町常世字上村八六九番地
	氏名 小滝 久雄	市塩川町金橋字金川二〇九四番地
	氏名 物江 弘	市塩川町中屋沢字田中乙三二五番地
	氏名 須田 正博	市塩川町中屋沢字深沢甲一番地
	氏名 齋藤 孝雄	市塩川町五合字金森甲五七七番地
	氏名 譲矢 正	市塩川町五合字中屋敷乙二八六番地
	氏名 鈴木 忠市	市塩川町窪字地蔵前五四四番地
就任した役員	氏名 鈴木 源江	住所 喜多方市塩川町窪字館一六〇番地
	氏名 齋藤 孝雄	市塩川町五合字金森甲五七七番地
	氏名 今井 至	市塩川町金橋字江添九一四番地
	氏名 須田 敬	市塩川町五合字南屋敷丙三六番地
	氏名 穴澤 正人	市塩川町常世字竹花一〇三七番地
	氏名 須田 正博	市塩川町中屋沢字深沢甲一番地
	氏名 大久保 弘幸	市塩川町金橋字三橋九番地
	氏名 鈴木 忠市	市塩川町窪字地蔵前五四四番地
	氏名 田沢 一夫	市塩川町常世字上村八八三番地四
	氏名 邊見 守	市塩川町中屋沢字二百刈丙四一五番地
	氏名 物江 弘	市塩川町中屋沢字田中乙三二五番地
	氏名 小滝 敏	市塩川町金橋字金川二一〇四番地

(農村計画課)

公告第三百三十五号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第一百三十三条の三第三項の規定により、白沢地区に係る県営水利施設整備事業(基幹水利施設設保全型)の工事は令和三年一月十七日完了したので公告する。

令和三年七月十三日

福島県知事 内堀雅雄

公告第三百二十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、県北都市計画に係る公聴会を次のとおり開催する。

令和三年七月十三日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 公聴会の開催日時及び場所
日時 令和三年八月三日（火）午後六時半から
場所 福島市上町四番二十五号 福島テルサ三階あぶくま
- 二 公聴会の案件
県北都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更する案
- 三 公述人の資格
公述人になることができる者は、県北都市計画区域内の住民に限る。
- 四 公述人の申出
公述人になろうとする者は、令和三年七月二十七日（火）までに、別記様式による公述申出書をその者の居住する市町村又は福島県県北建設事務所を経由して知事に提出して申し出るものとする。
- 五 その他

- 1 福島県都市計画公聴会規則（昭和四十四年福島県規則第九十一号）第六条第一項の規定により知事が公述人の数若しくは公述の時間を制限し、又は公述の全部若しくは一部を認めないときは、その旨を公述の申出をした者に通知する。
- 2 この公聴会に係る都市計画の変更の案は、福島県土木部都市計画課、福島県県北建設事務所又は福島市、伊達市、桑折町及び国見町の都市計画担当課において縦覧に供する。
- 3 この公聴会に関する詳細については、福島県土木部都市総室都市計画課、2の福島県建設事務所又は2の都市計画担当課に問い合わせること。

公 述 申 出 書

令和3年7月13日付け福島県報に登載された「県北都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更する案」に関し、次のとおり公述を申し上げます。

令和3年 月 日
福島県知事 内堀 雅雄

住 所
ふりがな
氏 名

- 1 意見を述べようとする理由
- 2 意見の要旨

（農村計画課）

注 「意見を述べようとする理由」及び「意見の要旨」については、日本産業規格 A列4番の大きさの400字詰め原稿用紙1枚以内に横書きのこと。

（都市計画課）

公告第三百二十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、県中都市計画に係る公聴会を次のとおり開催する。

令和三年七月十三日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 公聴会の開催日時及び場所
日時 令和三年八月十日（火）午後六時半から
場所 郡山市朝日一丁目二十九番九号 郡山市総合福祉センター五階集会室
- 二 公聴会の案件
県中都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更する案
- 三 公述人の資格
公述人になることができる者は、県中都市計画区域内の住民に限る。
- 四 公述人の申出
公述人になろうとする者は、令和三年八月三日（火）までに、別記様式による公述申出書をその者の居住する市町村又は福島県県中建設事務所を経由して知事に提出して申し出るものとする。
- 五 その他

- 1 福島県都市計画公聴会規則（昭和四十四年福島県規則第九十一号）第六条第一項の規定により知事が公述人の数若しくは公述の時間を制限し、又は公述の全部若しくは一部を認めないときは、その旨を公述の申出をした者に通知する。
- 2 この公聴会に係る都市計画の変更の案は、福島県土木部都市計画課、福島県県中建設事務所又は郡山市、須賀川市及び鏡石町の都市計画担当課において縦覧に供する。
- 3 この公聴会に関する詳細については、福島県土木部都市総室都市計画課、2の福島県建設事務所又は2の都市計画担当課に問い合わせること。

公 述 申 出 書

令和3年7月13日付け福島県報に登載された「県中都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更する案」に関し、次のとおり公述を申し上げます。

令和3年 月 日
福島県知事 内堀 雅雄

住 所
ふりがな
氏 名

- 1 意見を述べようとする理由

2 意見の要旨

注 「意見を述べようとする理由」及び「意見の要旨」については、日本産業規格 A列4番の大きさの400字詰め原稿用紙1枚以内に横書きのこと。

(都計画課)

公告第百三十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、会津都市計画に係る公聴会を次のとおり開催する。

令和三年七月十三日

福島県知事 内堀雅雄

一 公聴会の開催日時及び場所

日時 令和三年八月五日（木）午後六時から

場所 会津若松市栄町三番五十号 会津稽古堂三階研修室一

二 公聴会の案件

会津都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更する案

三 公述人の資格

公述人になることができる者は、会津都市計画区域内の住民に限る。

四 公述人の申出

公述人になろうとする者は、令和三年七月二十九日（木）までに、別記様式による公述申出書をその者の居住する市町村又は福島県会津若松建設事務所を経由して知事に提出して申し出るものとする。

五 その他

1 福島県都市計画公聴会規則（昭和四十四年福島県規則第九十一号）第六条第一項の規定により知事が公述人の数若しくは公述の時間を制限し、又は公述の全部若しくは一部を認めないときは、その旨を公述の申出をした者に通知する。

2 この公聴会に係る都市計画の変更の案は、福島県土木部都市総室都市計画課、福島県会津若松建設事務所又は会津若松市及び会津美里町の都市計画担当課において縦覧に供する。

3 この公聴会に関する詳細については、福島県土木部都市総室都市計画課、2の福島県建設事務所又は2の都市計画担当課に問い合わせること。

別記様式

公 述 申 出 書

令和3年7月13日付け福島県報に登載された「会津都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更する案」に関し、次のとおり公述を申し出ます。

令和3年 月 日

福島県知事 内堀雅雄

住 所

ふりがな 氏 名

1 意見を述べようとする理由
2 意見の要旨

注 「意見を述べようとする理由」及び「意見の要旨」については、日本産業規格 A列4番の大きさの400字詰め原稿用紙1枚以内に横書きのこと。

(都計画課)